

政策目標5 - 2 : 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

世界経済の確実かつ持続的な成長に資するため、WTO（世界貿易機関）におけるドーハ・ラウンド交渉に積極的に取り組むとともに、多角的貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（経済連携協定）交渉も積極的に推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第163回、第165回国会 総理大臣所信表明演説

第164回、第166回国会 総理大臣施政方針演説

第164回、第166回国会 財務大臣財政演説

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日閣議決定）

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）

平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成18年1月20日閣議決定）

平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成19年1月25日閣議決定）

日本経済の進路と戦略（平成19年1月25日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

4. 平成18年度の事務運営の報告

施 策 5-2-1 : WTOにおける取組

[平成18年度実施計画]

WTOにおいては、多角的貿易交渉（ラウンド）が進められています。この交渉は関税引下げ等の貿易自由化のみならず、不当廉売関税（ダンピング防止税）等の貿易規則の明確化・拡充も対象とするものであり、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持っています。平成17年末の香港閣僚会議においては、平成18年中にドーハ・ラウンド交渉を終結させるために必要な道筋を示した閣僚宣言が採択され、4月末までに具体的な関税引き下げ方式等の各国共通ルールについて合意し、7月末までに譲許表（約7～8千の品目の関税率表）の案を提出することとされました。財務省は、多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、ドーハ・ラウンド交渉に積極的に取り組んでいきます。

この取組の中で、貿易手続の簡素化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

[事務運営の報告]

WTOドーハ・ラウンド交渉は、平成18年7月に、農業と非農産品の関税削減率などの共通ルール（モダリティ）に関する各国の立場の違いが埋まらず、交渉が中断されましたが、平成19年1月に開催されたダボスWTO非公式閣僚会合を受け、同月の非公式貿易交渉委員会においてジュネーブでの交渉プロセスを本格的に再開することにつき全加盟国より支持が得られました。WTOによる貿易の自由化及びルールの構築は我が国の对外経

済政策の基本であり、財務省は、本交渉が多角的自由貿易体制を維持・強化し、世界経済の成長に資するとの考えに基づき、関係省庁と協力しつつ、関税政策を含む経済財政全般にかかる立場から、交渉の早期妥結に向けて積極的に取り組みました。また、香港閣僚宣言等を受け、ラウンド交渉の進捗に貢献するとの観点から、LDC（後発開発途上国）に原則無税無枠の市場アクセスを供与する法改正を行いました（注）。

また、関税・税関行政に深いかかわりのある貿易円滑化交渉については、他の加盟国と共同で貿易手続の透明性・予見可能性に関する提案等を行い、交渉を積極的に推進しました。

（注）法改正の詳細については、政策目標5-1-4.(2)（P344）参照。

施 策 5-2-2：EPA交渉における取組

[平成18年度実施計画]

EPAは、WTOを中心とする多角的貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を図る等の観点から積極的に推進すべきものであると考えており、各国・地域との交渉に当たっては、これまでの交渉経験を踏まえたモデル協定を活用すること（注1）などによりスピード感を持って取り組んでいきます。

平成17年4月には、メキシコとの間で、我が国にとってシンガポールに次いで2番目となるEPAが発効しました。EPAの効果的な実施を行うため、財務省・税関は重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正かつ迅速な適用に引き続き努めています。また、マレーシアとの間では、平成17年12月に協定の署名に至り、発効に向けた準備作業を行っています。タイ・フィリピンとの間でもできるだけ早く協定を締結できるよう、詰めの作業を行っています。更に、平成17年4月からASEAN（東南アジア諸国連合）全体との間でも交渉を行っており、積極的に推進しています。この他、インドネシア、チリ、ベトナム及びブルネイといった国々との交渉においても、できるだけ早く協定を締結できるよう、今後も努力していきます。

また、インド・スイス・豪州との間では、共同研究会において検討を行っており、これらの研究会にも積極的に取り組んでいきます。更に、エネルギー安全保障の観点からも重要なパートナーであるGCC（湾岸協力理事会）諸国との関係も重視しており、GCC側の前向きな姿勢も踏まえ、早急にFTA交渉を開始する方向で作業を加速しているところです。

財務省としては、政府の基本方針を踏まえ、関税政策・税関行政を所管する立場から、貿易円滑化に向けた税関協力にも留意しつつ、経済連携の早期実現に引き続き努力していきます。

（注1）平成18年3月7日に開催された経済連携促進に関する主要閣僚非公式打ち合わせにおいては、交渉加速化のために、「モデル協定」を活用すること等の方針が確認された。

（注）この「[平成18年度実施計画]」は、平成18年度政策評価実施計画（18年3月策定）の「基本的考え方」を要約したものです。全文は、平成18年度政策評価実施計画のP.94～95参照。

[事務運営の報告]

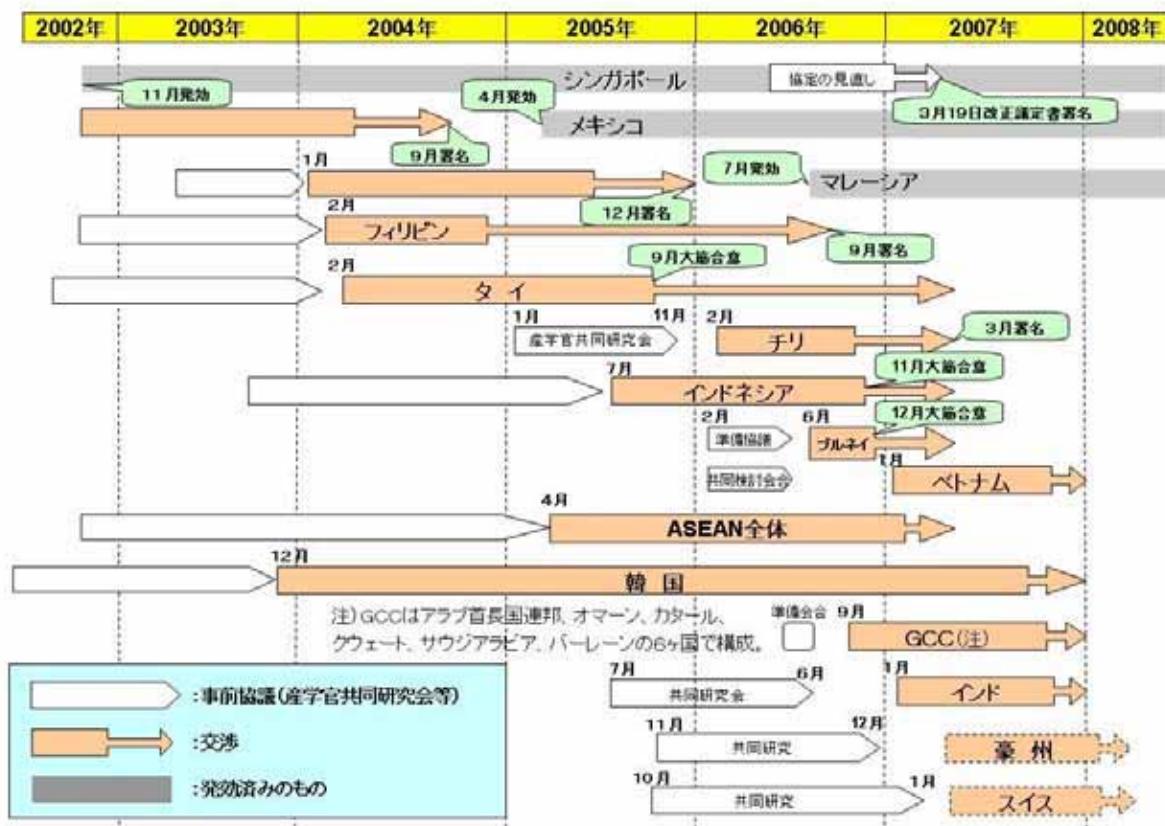
平成18年7月、我が国にとって、シンガポール、メキシコに次いで3番目となるEPAがマレーシアとの間で発効しました。財務省・税関はEPA発効後の円滑な協定運用に重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正かつ迅速な適用に努めたところです。

交渉中のEPAについて、財務省としては、政府の基本方針を踏まえ、関税政策・税関行政を所管する立場から、特に物品の貿易、原産地規則、貿易円滑化に向けた税関協力といった分野を中心に交渉に積極的に関与し、経済連携の推進に取り組みました。平成16年2月に交渉を開始し、平成18年9月に協定の署名に至ったフィリピンとの間では、同年12月に既に協定とその実施法について国会で可決されており、今後、フィリピン側の国会承

認を経て発効する見込みです。

平成18年2月に交渉を開始したチリ及び平成18年4月から協定の見直し交渉を開始したシンガポールとの間では、平成19年3月にそれぞれ協定及び協定の改定議定書の署名に至っています。また、タイ、インドネシア、ブルネイとの間でも、早期の協定締結を目指し、交渉を積極的に推進した結果、インドネシアとは平成18年11月に、ブルネイとは同年12月に、それぞれ大筋合意に至りました。（タイとは平成19年4月3日に協定の署名に至りました。）更に、平成17年4月よりASEAN（東南アジア諸国連合）全体との間で、平成18年9月よりGCC（湾岸協力理事会）諸国、平成19年1月よりインド及びベトナムと交渉を開始したほか、今後豪州及びスイスとの間でも交渉を開始する予定です。（豪州とは平成19年4月23日より、スイスとは平成19年5月14日より交渉を開始しています。）

（参考）各国との経済連携の進捗状況（平成19年3月現在）



【事務運営プロセスの改善に係る取組】

平成17年度の政策評価結果を踏まえ、WTOドーハ・ラウンド交渉やEPA交渉への取組の進展に向けて議論を推進するため、必要に応じて関係省庁と様々なレベルの会合を積極的に開催し、連携の強化を図りました。

5. 平成17年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) W T O ドーハ・ラウンド交渉については、農業、非農産品、ルール及び貿易円滑化交渉等の各交渉分野において我が国提案等を提出し、交渉の中でそれらが受け入れられるよう、関係省庁とともに積極的に主張しました。

関税・税関行政に深いかかわりのある貿易円滑化交渉については、多国間ルールの策定・合意を目指し、他の加盟国と共同で貿易手続の透明性・予見可能性に関する提案等を提出するなど、交渉を積極的に推進しました。

(2) E P A については、財務省を含め政府一体となって取り組んでいるところですが、平成17年度と同様、「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」(平成16年12月に策定)に基づき交渉に積極的に取り組んだ結果、フィリピン、チリとの間で協定の署名、インド、G C C 等との間で交渉開始等の進展がありました。また、マレーシアとのE P A (平成18年7月発効)についても円滑な協定運用に努めました。

6. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

(1) 世界全体の貿易額及び我が国の貿易動向

総合目標5-6.(5)(P112)参照。

参考・モニタリング指標 総5-：世界全体の貿易額(P113に掲載)

参考・モニタリング指標 総5-：輸出入額及び差引額(対G D P比を含む)の推移

(P113に掲載)

(2) 関税負担率の推移とその国際比較

総合目標5-6.(6)(P113)参照。

参考・モニタリング指標 総5-：関税負担率の推移とその国際比較(P114に掲載)

(3) 地域貿易協定の年次別推移

総合目標5-6.(7)(P114)参照。

参考・モニタリング指標 総5-：地域貿易協定の年次別推移(P114に掲載)

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標5-2 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

引き続き推進

見直し

廃止

施 策 5-2-1 W T O における取組

引き続き推進

見直し

廃止

施 策 5-2-2 E P A交渉における取組

引き続き推進

見直し

廃止

(注) 政策目標5-2「多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進」については、予算との連携を図る観点から見直しを行った結果、政策目標5-5の前段部分「税関分野における手続等の国際的調和の推進」と統合し、平成19年度実施計画において、政策目標5-2「多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進」としている。

(2) 企画立案への反映に向けた提言

WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期の妥結に向けて、関税政策を含めた経済財政全般にかかる立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き全力で取り組みます。

関税・税関行政に深いかかわりのある貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性・予見可能性・公平性を高め、簡素化・迅速化等を進めるため、貿易円滑化に関する多国間のルールを策定し、合意することを目指して引き続き積極的に推進していきます。

EPAについては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、「グローバル戦略」の「EPA工程表」に沿ってEPA交渉を進めること等が確認されているほか、平成19年1月に閣議決定された「日本経済の進路と戦略」においても、「今後2年間でEPA締結国が少なくとも3倍に増加(12か国以上)していることが期待される」との交渉加速化に係る言及がなされており、今後とも政府一体となって経済連携の推進に取り組みます。

(3) 平成20年度予算要求等への反映

世界経済の確実かつ持続的な成長に資するため、WTOドーハ・ラウンド交渉やEPA交渉などの多国間、地域ワイド及び二国間における経済連携の積極的な推進に必要な経費の確保に努めます。